



医療福祉制度(マル福)が

一部変更になります

※県外で医療機関にかかった場合は、従来と同じ方法で申請してください。

◎妊娠婦の方で青色の医療福祉受給者証をお持ちの方の医療機関などへの支払い方法が変わります

【変更前】
3月診療分までは、医療福祉費支給申請書を提出し一部負担金(3割)を支払い、後から医療福祉費を指定口座に振り込み

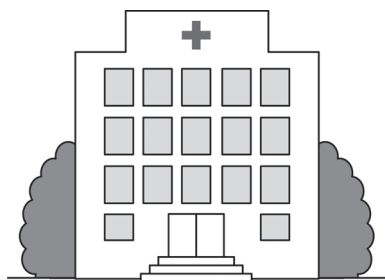


【変更後】
4月診療分から、外来の場合1日につき600円、医療機関ごとに月2回まで自己負担のみの支払いとなります。調剤薬局の自己負担はありません。入院の場合1日300円、月の上限3000円の自己負担となります。医療福祉費支給申請書の提出は不要となります。

◎7月から重度心身障害者の所得制限が引き下げになります

税法上の扶養親族数	本人の所得	配偶者および扶養義務者の所得
0人	5,129,000円未満	6,287,000円未満
1人	5,509,000円未満	6,536,000円未満
2人	5,889,000円未満	6,749,000円未満
3人	6,269,000円未満	6,962,000円未満
4人以上	以下1人につき 380,000円ずつ加算	以下1人につき 213,000円ずつ加算

※従来の所得制限は本人、配偶者および扶養義務者の所得が1,000万円未満でしたが、上記の表のように所得制限が引き下げられます。



◎重度心身障害者の方でマル福を受給されている65歳から74歳までの方は、7月から後期高齢者医療制度への加入が必要になります

重度心身障害者の方で、マル福を受けている65歳から74歳までの方は、7月以降、後期高齢者医療制度へ加入されないとマル福が受給できなくなります。手続きが必要な方には、6月上旬に案内の通知をお送りします。

問い合わせ 市医療年金課 ☎ 87
3・2111

社会保険事務所から健診についてのお知らせ

4月から、おのの加入している健康保険が実施する健診を受診することになり、内容もメタボリックシンドロームに着目した健診(特定健診)になります。政府管掌健康保険に加入している40歳以上の方は、社会保険事務所が発行する受診券を利用して健診を受けていただくこととなります。

【40歳以上の加入者本人】：従来実施している生活習慣病予防健診、各事業所が行う定期健康診断または特定健康診査を受診してください。

【40歳以上の加入者の扶養家族】：近隣の医療機関、または検診車などで行う集団の特定健診を受診してください。(今まで牛久市の基本健診を受診していた方は、今後はこちらの健診を受診していただきます)

※健診の受診には、社会保険事務所が発行する受診券が必要になります。詳細は事業所を通じてお知らせする予定です。

問い合わせ 茨城社会保険事務局
保険課 ☎ 029・302・3105

高齢者の医療費の現状

75歳以上の高齢者(65歳以上で一定の障害を有する方を含む)にかかわる医療費の増大により、保険制度全体の財政を圧迫しています。牛久市の高齢者医療対象者は約5600人。この対象者が医療機関で受診すると通常1割(所得によつては3割)の医療費を窓口で支払うことになっていきます。窓口負担が1割の場合、残りの9割を保険制度で負担することになります

が、牛久市が負担する高齢者の医療費は、平成18年度実績の1年間で約40億円。1人あたりにすると70万円の医療費がかかったことになりません。なお、今月から高齢者を対象とした新たな医療制度(後期高齢者医療制度)が始まります。

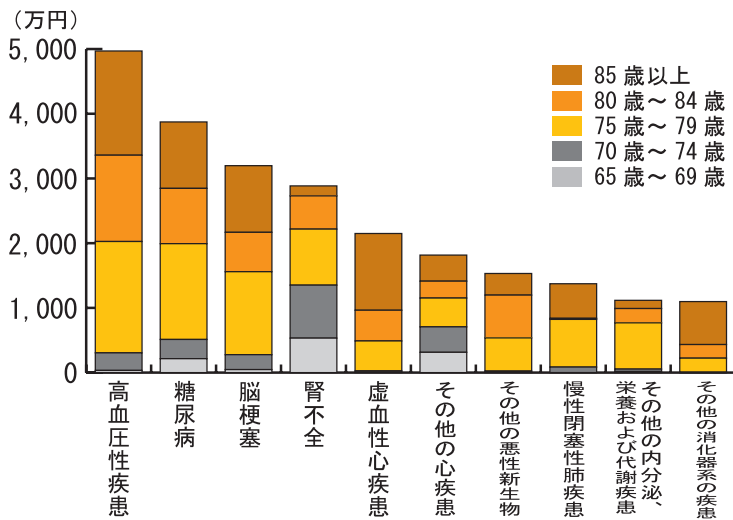
◆牛久市高齢者の受診傾向と疾病の特性

牛久市が医療機関へ支払う高齢者の医療費は、毎月約3億3000万円。特に寒い12月には多くの医療費がかかっています。地球温暖化が問題となつてきているものの、気温の低下と正月休みが相まって年末から年始の休み明けにかけて受診が集中する傾向にあります。医療費の構成は、おおむね入院が55%、通院が32%、薬剤が13%となっており、半分以上を入院費用が占めています。件数的には比較的少ないにも

かわらず、金額では高額となっています。通院に比べて医療費が高くなるのは当然ですが、特に高齢者の場合、体力や回復力の低下から入院日数がどうしても長くなつてしまい、結果的に医療費増に拍車をかけているのが現状です。

また、平成19年5月の診療について調査したところ、高齢者が医療機関にかかる原因となつた主な病気の種類が全部で109種類あり、その中でも高血圧性疾患にかかわる医療費が最も多く、次に糖尿病、脳梗塞と続いています。(上記グラフ参照)

牛久市における高齢者の疾病別受診状況上位10位 (平成19年5月診療分)



◆一人ひとりが健康管理を
かかった医療費は誰かが負担しなくてはなりません。40億円にものぼる医療費には、その支払いのために皆さんが納める税金や保険料が充てられています。普段から病気になる生活習慣を改善し、予防に努めましょう。また、具合が悪くなったときに遠慮なく相談できるかかりつけ医をもつこともお勧めします。ご自身の健康を日々見つめ、豊かな人生をおう歌していきたいものです。

国保窓口負担の見直し

4月の医療機関への通入院から、国民健康保険の3歳から就学前の被保険者の窓口負担割合を3割から2割へ引き下げ、70歳から74歳の被保険者の窓口負担割合は1割から2割へ引き上げとなります。しかし、70歳から74歳の被保険者については、平成21年3月まで引き続き1割負担に据え置かれます。

国民健康保険税の納付方法変更

65歳から74歳までの世帯主の方であつて、次の①③のすべてに当てはまる方は、平成20年度から受給している年金から国民健康保険税を差し引いて納めていただくこと(特別徴収)になります。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者となつていないこと
- ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満であること
- ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金額の2分の1を超えないこと